

## 生活保護の級地区分の見直し中止を求める意見書

厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会（以下、「部会」という。）において、地域の物価水準によって生活保護支給額に差をつける級地制度の見直し案がまとめられた。級地は現在1級地から3級地まであり、さらに、それぞれの級地が「1級地1」「1級地2」のように二つの枝番に分かれている。厚労省は級地の枝番を廃止し、現在の6区分を3区分とする方向性を提示して、部会に対して審議を求めた。この提案は、利用者が多い都市部の基準を引き下げ、生活水準を低下させる恐れがあることが指摘されている。

しかも、2021年6月の部会資料にあるスケジュールでは、部会の議論を1回で終わらせ（結果同年9月に2回目が開催されている）、2022年末に予定している部会の最終報告も待たずに、具体的な見直しに着手する予定となっている。部会の委員からは、級地の見直しを急ぐことや、6段階の級地を3段階に引き下げる妥当性に対する疑問の声が上がり、3段階にする厚生労働省案は、具体的には盛り込まれなかった。しかし、最終的なまとめでは3段階にすることを否定する形にはなっていないため、今後、厚生労働省による級地の見直しに拍車がかかる恐れがある。

そもそも消費税増税や物価水準の上昇が暮らしを脅かす中で、2013年、2015年、2018年と相次いで生活保護基準額が引き下げられ、生活保護利用者の生活の質を引き下げてきた。保護基準の引き下げの影響の調査や議論も不十分な中で、都市部の生活保護基準を引き下げる恐れのある級地の見直しは行うべきではない。町田市も引き下げの対象になる可能性が大きい。

よって、町田市議会は生活保護の級地区分の見直しの中止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。